

### 三 米国ニ於ケル土地法問題関係一件 五三

七〇

#### 日本人ノ加州土地法違反訴訟事件ニ付調査報

##### 告方訓令ノ件

##### 通移機密第一四号

加州排外土地法制定以来千九百十三年旧土地法又ハ千九百二十年新土地法ノ違反トシテ検事ヨリ起訴セル対本邦人土地法違反訴訟事件ニ關シテハ隨時御報告ノ次第有之候處各事件ニ付今日迄ノ経過至急調査ノ必要有之候ニ付土地法実施以来貴館管轄本邦人ノ違反事件ニ付一応御調査ノ上既ニ御報告済ノ分ニ付テハ其後ノ成行ノ未報告ノ分ニ付テハ各事件ノ経過及論争点等ノ要領取纏メ可成速ニ御回報相成度此段申進候也

五三 十二月二十一日 在桑港矢田縫領事ヨリ  
内田外務大臣宛（電報）  
合衆国大審院ニ提起中ノ土地法中借地権訴訟  
ニ関シ在米日会顧問エリオットノ意見ヲ在シ  
アトル領事ヘ転達ノ件

第二三八号 （十二月二十二日接受）  
本官発「シアトル」宛電報第六三号

在米日会顧問「エリオット」ヨリ同会ニ対シ目下合衆国大

審院ニ提起中ナル土地法中借地権試訴ニ關シ左ノ如キ意見ヲ提出シ來レルニ付貴官へ伝達ノ上可然御考量ヲ仰ギ度キ旨同会書記長ヨリ願出アリタリ尚右提議ニ関スル協定ハ明年一月大審院休暇終了前纏ル様切望スル趣ナリ

(一)明年一月ヨリ加州議会開会サルル處若シ其ノ会期中ニ於テ本件開廷セラレ我ガ方勝訴ノ判決アルトキハ（帰化権訴訟ノ際ノ例ニ拠レバ「ヒヤリング」後約一ヶ月ニシテ判決アリタリ又若シ判決ナクトモ我ガ方弁護ノ弁論發表サルニ於テハ）同議会ニ於テ直ニ我ガ方ニ不利ナル土地法ノ改正ヲ試ムル虞アルニ付若シ出来得ルコトナラバ右開廷ヲ会期終了迄延期スルコト可然ト思ハル

(二)華盛頓州土地法ハ法文上日本人ニ対シ差別的待遇ヲナスノ点加州法程明瞭ナラズ從テ同法ヲ以テ合衆国憲法違反ナリト主張セントスルニ於テハ先づ加州土地法ニ対スル試訴ヲ先ニシ然ル後同法ノ試訴ニ及ブヲ以テ策ノ得タルモノナリト信ズ故ニ若シ出来得ルコトナルニ於テハ加州土地法試訴ヲ先ニシタシ

外務大臣及在米大使ヘ電報セリ

### 事項四 米国ニ於ケル排日関係雑件

#### 一 写真結婚婦人問題

- 二 加州外国语学校取締法問題
- 三 ターラック事件関係
- 四 加州地方選挙ト排日関係

基キタルモノニテ直ニ実行スペシトノコトナリ依テ即時実行ハ妥当ナラザル旨申入レタルニ結局移民局長ハ実行期ニ付テハ労働務省ニ問合スベシト語レリ

在米大使ヘ転電セリ

#### 五四 五月十日 在ホノルル山崎縫領事ヨリ

内田外務大臣宛（電報）

#### 五五 五月十三日 内田外務大臣ヨリ

在米國佐分利臨時代理大使宛（電報）

#### 五六 五月十一日 接受

此程米國労働務省ガ写真結婚ハ移民法適用上有効ト認メズ

トノ決定ヲナシタル趣ニテ今後写真結婚ニ依リ入国スル婦人ニ対シ当地上陸ノ際移民法ニ規定スル読書試験ヲ行ナフ

ベキ旨当地移民局ヨリ英字新聞ニ公表シタルニ付移民局長ニ確メタルニ從来此種婦人ニ対シテハ右試験ヲ行ナハザリシガ本件取扱ノ変更ハ四月二十二日附労働務省ノ通牒ニ

シガ本件取扱ノ変更ハ四月二十二日附労働務省ノ通牒ニ

シガ本件取扱ノ変更ハ四月二十二日附労働務省ノ通牒ニ

#### 五四 五五

米國ニ於ケル排日関係雑件 五四 五五

四 米国ニ於ケル排日関係雑件 五六 五七 五八

ル事情ニ基クモノナリヤ尚右解釈ハ歐洲移民タル写真結婚婦人ニモ適用サルル次第ナリヤ御取調ノ上御回電アリタシ

五六 六月七日 在ホノルル山崎総領事ヨリ  
内田外務大臣宛(電報)

写真結婚婦人ニ対スル読書試験ノ実施期及取

扱振ニ闇スル件

第三六号 (六月八日接受)

往電第三五号末段実行期ハ別ニ訓令ス可キ旨五月二十九日労働省ヨリ移民局長宛回電アリタル趣内聞セリ依テ同日入港天洋丸及六月四日入港「コレア」丸ノ状況ヲ注視センニ初婚婦人ニ対シテハ読書試験ヲ施行スルモ右ハ唯々統計作製上ノ為メニシテ之ヲ以テ入国許否ノ条件トスルニ非ラサル由ナリ

在米大使ヘ転電セリ

五七 七月一日 在ホノルル山崎総領事ヨリ  
内田外務大臣宛(電報)

写真結婚婦人ニ対スル取扱振ニ闇スル件

第四四号

(七月一日接受)

大正十一年七月五日

在ホノルル

総領事 山崎 馨一 (印)

外務大臣伯爵 内田 康哉殿

本件ニ關シ七月一日往電第四四号ヲ以テ大要及報告置候処右取扱振ハ写婚婦人ノ当地来著ニ当リ其夫又ハ世話人ハ市役所ニ出頭シテ夫妻ノ住所年齢国籍等ヲ結婚免許状発給係官ニ申告シ別紙第一号ノ如キ Marriage Licence (手数料米貨一弗)ノ下附ヲ受ケ該 licence ヲ移民官ニ提出シテ

移民局ニ抑留中ナル写婚婦人ヲ受取リ自分ノ好み結婚式者(教会、寺院、神社ニシテ移民局外ニアリ)ノ元ニ到リ

テ該 licence ヲ司式者ニ交付シ結婚式ヲ挙行シ(式料ハ任意ナルモ普通一件五弗)式後別紙第三号(司式者任意ノ書式ヲ用ユ)ノ如キ Marriage Certificate (別紙第三号ハ出雲大社発行ノ分)及別紙第四号ノ証明書ヲ得第三号ハ各自之レヲ保存シ第四号ハ之ヲ移民官ニ提出シテ写婚婦人ノ到着ノ時移民官ニ提出シ置キタル旅券ノ返付ヲ受ケテ入國ヲ許可セラレ居候右取扱ニ付他面結婚免許状発給係官ハ別紙第二号ノ書式ニ依リ Marriage Licence 下附ノ旨ヲ

七一

往電第三五号及第三六号六月十九日入港ノ春洋丸写婚婦人ニ対シテハ読書試験ヲ執行シタル上夫又ハ世話人ハ市役所ニ出頭シ「マリエジ、ライセンス」ノ下付ヲ受ケ女ハ移民官ニ対シ結婚スヘキ旨声明シタル後移民局ヲ出テ各自好ム結婚司式者ノ所ニ赴キ式ヲ挙ケ司式者ヨリ「マリエジ、

サー・チ・フィ・ケート」ヲ得テ之ヲ移民官ニ提出シ移民官ヨリ旅券ノ返還ヲ受ケテ入国ヲ許可セラレタリ依テ移民局次長(局長目下不在)ニ付尋ネタルニ右取扱振ハ移民局ノ読書試験請訓ニ対スル五月二十一日附労働省ノ回訓ニ依ルモノニシテ右訓令ハ本人ニ闇スル總テノ取調済ミタル後(訓令中ニハ読書試験執行ノ文字ナシ)本人カ結婚スヘキ旨本

人ノ自由意思ニ依リ声明セシメ入国ヲ許可スヘシトノ趣意ナル趣ナリ尤右訓令ハ波蘭婦人ノ写婚ニ闇シ写婚ヲ有効ト認メストノ決定ヲ与ヘタルニ基キタルモノナリト述ヘタリ在米大使ヘ転電セリ

五八 七月五日 在ホノルル山崎総領事ヨリ  
内田外務大臣宛

写真結婚婦人上陸時ノ取扱振ニ闇シ報告ノ件

公第二九一号

(七月二十六日接受)

外務省通商局長ヨリ  
北海道府長官  
警視監各宛  
各府県知事

布哇行写真結婚婦人ノ取扱变更二件ヲ措置振

通移普通第一二八七号

写真結婚婦人ノ渡航廃止ノ件ニ闇シテハ大正八年十二月十九日付通三機密合送第五〇五号ヲ以テ申進置候処右ハ米本土行ノミニ適用シ其他ノ米領行写真結婚婦人ニ対シテハ依然旅券ヲ下付シ居リ尚是等婦人ハ米国移民法ニ依リ一般ニ読書試験ヲ免除セラレ居候処今般米国労働省ニ於テハ写真結婚ハ移民法ノ適用上有効ノモノト認メズトノ決定ヲナ

シ布珪移民官ハ米国労働省ノ通牒ニ基キ今後同地ニ渡航スル写真結婚ニ依ル妻ニ対シテハ上陸ノ際米国移民法ニ規定セル読書試験ヲ行フコトトナリタル趣在ホノルル山崎総領事ヨリ電報有之候条今後布珪行写真結婚婦人ニ対シ旅券御下付ノ際ハ文字試験通過ノ学力ヲ有スルモノナルヤ否ヤ御調査ノ上通過ノ見込ナキ者ニ対シテハ旅券ヲ下付セザル様御取計相成度其段申進候也

註 日本外交文書大正八年第一冊一五八文書

六〇 七月二十九日 在米國佐分利臨時代理大使ヨリ  
内田外務大臣宛電報

### 写真結婚ニ対スル米国労働省ノ見解二付報告

ノ件

第四九〇号

(七月三十日接受)

貴電第二四四号ニ関シ「ホノルル」ニ於ケル移民官ノ取扱ヒ振リヲ指摘シ労働省ハ最近写婚婦人ヲ正当ノ妻ト認メザル旨命令ヲ発シタルヤニ伝ヘラル處右ハ如何ナル事情ニ基クモノナリヤニ就キ質問ヲ発シ置キタル処七月十七日同省ヨリ労働省ハ四月二十二日所謂「プロキシー、マリエージ」即チ当事者ノ一方ガ米国ニ在リ他方ガ外国ニ在ル場合

貴電第四九〇号ニ関シ写婚ヲ移民法適用上有効ト認メサルコトハ之ヲ禁止スル次第ニハ無之又同主義ニシテ人種又ハ国籍ノ如何ヲ問ハス一般ニ適用サルモノトセハ之ニ対シ抗議スルノ実益ナキカ如クナルニ付本件ニ関シ此上何等処置ヲ執ルコトハ見合ハセラレ向後入米スル各外国人ノ写婚婦人ニ対スル米国当局ノ取扱振ニ注意シ隨時報告アリタシ

六一 十二月十四日 安河内神奈川県知事ヨリ  
永井通商局長宛

### 布珪行写真結婚婦人渡航許可時ノ読書力調査

二付注意喚起ノ件

戍警保矣第二四〇号

大正十一年十二月十四日

(十二月十五日接受)

神奈川県知事 安河内 麻吉(印)  
外務省通商局長 永井 松三殿

布珪行写真結婚婦人ニ対シ読書試験施行ノ件  
首題ノ件ニ関シテハ本年七月五日付通牒普通合第一二八七号ヲ以テ御通牒ノ次第モ有之各地方官庁ニ於テ相当調査ノ上渡航許可相成候事ト存居候処客月三十日付戍警保收第五四五二号ヲ以テ御報告申上置候被送還者朝鮮慶尚南道民韓

四 四 一月十八日 在桑港矢田總領事ヨリ  
内田外務大臣宛(電報)

四 四 一月十八日 在桑港矢田總領事ヨリ  
内田外務大臣宛(電報)

七五

ノ婚姻ハ移民法ノ適用上有効ト認ムルヲ得ズトノ主義ヲ決定発令シ且此主義ハ人種又ハ国籍ノ如何ヲ問ハズ凡テ適用スルモノナリトノ趣回答シ越セリ依テ同省係官ニ面会ノ上米国政府ハ從来写真結婚ハ一般結婚ト同様有効ナルモノト認メ來リタル處(念ノ為幣原「モーリス」会談錄第二十一頁ヲ示シ置ケリ)右労働省ノ決定ハ右ノ態度ヲ一変シタルモノナリヤト問ヒタルニ係官ハ其ノ通りナリト答へ尚今回発令ノ動機ヲ尋ネタルニ實際問題トシテハ從来写婚婦人ニ附与シタル特典即チ読書試験ノ免除伝染病ニ感染シタル場合若クハ公共ノ負担トナル虞有ル場合ノ特別取扱ヲ廢止スルガ為ナリト申添タリ就テハ本件ニ関シ更ニ何等米国政府へ申入ルル必要アラバ何分ノ義御垂示ヲ請フ

在「ホノルル」總領事ヘ転電セリ

六一 八月一日 内田外務大臣ヨリ  
在ホノルル山崎総領事宛(電報)

### 写真結婚婦人ノ取扱二闕スル件

第二八号

左ノ通在米大使ヘ転電アレ

第四二八号

阿只ノ如キ実例モ有之尚ホ各地方官庁ニ於テ渡航許可セルモノニ關シテモ殆ド無学ニ類スルモノ有之斯クテハ折角遠路当地ニ出向越帰國スルノ止ムナキニ至ル等ノ場合モ有之候条各府県ヘ相当注意方相煩度申進候也

### 二 加州外国语学校取締法問題

六三 一月十一日 内田外務大臣ヨリ  
在桑港矢田總領事宛(電報)

### 加州外国语学校取締法施行後ノ模様大要查報

方ノ件

第六号

客年貴電第二八〇号<sup>(註)</sup>ニ關シ其後日本語学校教師ハ總テ試験ヲ受ケ資格ヲ獲得シタリヤ若シ然ラストセハ日本語学校ハ如何ニシテ授業ヲ繼續セリヤ外国语学校取締法實施後ノ模様大要電報シ詳細郵報アリタシ

註 日本外交文書大正十年第一冊上卷一三一文書

**加州外國語学校取締法施行後ノ模様大要報告  
ノ件**

第一四号 (一月二十一日接受)

貴電第六号ニ閲シ

客年一月桑港及「フレスノ」ニ於ケル試験ノ結果合格者九十八名不合格者三十一名ニテ試験官ノ本官ニ語ルトコロニ拠レバ成績一般ニ不良ニシテ受験者ノ多数ハ米國ノ歴史及制度ニ関スル智識欠キセルモ外國語学校取締法実施後第一回ノ試験ニテ準備ノ時日少カリシ事情ヲ斟酌シ合格セシメタル由尚日本語学校ハ其後「コルサ」及「コートランド」ノ二校ヲ除キ從来ト大差ナク其授業ヲ継続シ居レリ

委細郵報

内田外務大臣ヨリ  
在桑港矢田總領事  
在ロス・アンゼルス大山領事】各宛

六五 十二月六日 在桑港矢田總領事  
在ロス・アンゼルス大山領事】各宛

加州日本学童隔離法実施以後ノ教育状況查報

方訓令ノ件

通移機密公第二四八号

加州日本学童隔離学校ニ閲スル件

客年六月加州日本学童隔離学校法実施以後ニ於テ日本学童ニ閲シ二三ノ隔離教授ヲ実行セル箇處アル趣ノ処右ニ閲シ現下ノ状況調査ノ必要有之候ニ付貴館管内ニ於テ現ニ日本学童数、日本人以外ノ学童数及人種別、隔離教授ノ状況其ノ他ノ事情ニ付差当リ取調ヘ得ル範囲ニ於テ可成速ニ御調査御回報相成度此段申進候也

六六 十二月六日 在桑港矢田總領事  
在ロス・アンゼルス大山領事】各宛

加州外國語学校取締法実施後ノ一般現況及将來ノ見込等ニ付詳細調査ノ必要有之候ニ付貴館管内日本語学校ニ閲シ差当リ入手シ得ラルル材料ニ依リ左記事項御取調ノ上從来ノ御報告ト重複スルト否トニ拘ハラス取纏メ可成速ニ御回報相成度此段申進候也

通移機密合第二四九号

加州外國語学校取締法実施後ニ於ケル日本語学校ノ状況ニ

閲シテハ從来隨時御報告相成候処日本語学校ノ一般現況並将来ノ見込等ニ付詳細調査ノ必要有之候ニ付貴館管内日本語学校ニ閲シ差当リ入手シ得ラルル材料ニ依リ左記事項御取調ノ上從来ノ御報告ト重複スルト否トニ拘ハラス取纏メ可成速ニ御回報相成度此段申進候也

内田外務大臣ヨリ  
在桑港矢田總領事  
在ロス・アンゼルス大山領事】各宛

六五 十二月六日 在桑港矢田總領事  
在ロス・アンゼルス大山領事】各宛

加州日本学童隔離法実施以後ノ教育状況查報

方訓令ノ件

通移機密公第二四八号

加州日本学童隔離学校ニ閲スル件

記

一、管内現在日本語学校ノ所在地別及学校数

二、各校ノ教員數学級別生徒数教授科目

教授時間教科書

三、教員検定試験挙行ノ場所及其成績概観並受験者数合格者数条件附合格者数不合格者数

四、次回教員検定試験期日及試験科目並受験者数ト其成績ニ閲スル見込

五、将来日本語学校教員補充ニ閲スル見込

六、日本語学校ノ将来ニ閲スル意見

「ターラック」事件公判ハ四月二十五日「スタニサイラス」郡上級裁判所ニ於テ開始サレタルガ五月五日夜当地在米日会ヘノ通知ニ依レバ同日被告六名全部ニ対シ無罪ノ宣告アリタル趣ナリ右不取敢

在米大使ヘ電報シ羅府ヘ郵送セリ

註 ターラック事件ノ詳細ニ付テハ日本外交文書大正十年第一冊上巻二四六文書乃至二七六文書參看

六八 五月八日 在桑港矢田總領事ヨリ  
内田外務大臣宛(電報)

ターラック事件公判ノ詳報及本件無罪判決ニ  
対スル我方措置ニ付請訓ノ件

三 ターラック事件関係  
第九九号 (五月九日接受)

往電第九七号ニ閲シ「ターラック」事件公判ハ出張セシ当地在米日会員ノ報告ニ依レバ同公判ニ於テ郡検事「ブラウン」ノ態度ハ当初ヨリ頗ル公正ナリシノミナラズ公判ノ際ニモ米国建国ノ精神タル正義人道ニ基ヅキ公平ナル裁判ヲ為ザルベカラザル旨一時間半ニ亘リテ論告シ又中央司法省派遣員「モース」モ地方当局ニ対シ我方ノ為大ニ努ムルアリタルモ邦人側証人八名中唯一名ノミ辛ウジテ被告六

往電第一八号ニ閲シ

四 米国ニ於ケル排日関係雑件 六七 六八

#### 四 米国ニ於ケル排日関係雑件 六九

名中ノ一名ニ対シ犯人ナリト指示シ得タルノミナリシ為五  
日夜男子八名女子四名ノ該地方民ヲ以テ組織セラレタル陪  
審員ハ會議ノ結果遂ニ被告六名全部ニ対シ無罪ノ宣告ヲ為  
シタル次第ナルガ郡検事ノ意見ニ依レバ其理由ハ(一)當時暴  
徒ノ首魁ハ他地方ヨリ入り込メルモノニシテ被告等ハ單ニ  
之ヲ附和雷同セルニ過ギザルモノト地方民ニ於テ確信シ居  
ル事(二)被害邦人中ニ負傷者ナク且ツ事件發生翌日立帰リ來  
レルモノアリシコト(三)被告等ハ土着ノ者ニシテ其性行平素  
比較的欠点ナカリシコト等ニ存スルモノノ如ク尚右判決ハ  
郡検事ニ取り遺憾トスル所ナルガ加州ニ於テ裁判ノ行ハル  
ル以上之ガ再審ヲ求ムルモ再ビ同様ノ結果ヲ来スベシ思  
惟セラルルノミナラズ今回關係被告等ノ物質上並精神上蒙  
リタル損害ハ該地方民ニ対シ多大ノ教訓ヲ与ヘ居ルニ依リ  
今後斯ノ如キ事件ノ再發セザルベキヲ信ズルヲ以テ別ニ控  
訴スルノ意思ヲ有セザルベキ旨語リタル趣ナリ  
本件判決ハ右ノ如ク我方ニ取り不満足ナリト雖モ郡検事ニ  
於テ控訴セザル以上本官ニ於テ法律上取ルベキ手段ナキガ  
上ニ同地方竝当地在留邦人中ニハ公判開始當時既ニ被告ニ  
対スル嚴重处罚ハ却ツテ将来悪感ヲ誘致シ禍根ヲ残ス虞ア

シタル次第ナルガ郡検事ノ意見ニ依レバ其理由ハ(一)當時暴  
徒ノ首魁ハ他地方ヨリ入り込メルモノニシテ被告等ハ單ニ  
之ヲ附和雷同セルニ過ギザルモノト地方民ニ於テ確信シ居  
ル事(二)被害邦人中ニ負傷者ナク且ツ事件發生翌日立帰リ來  
レルモノアリシコト(三)被告等ハ土着ノ者ニシテ其性行平素  
比較的欠点ナカリシコト等ニ存スルモノノ如ク尚右判決ハ  
郡検事ニ取り遺憾トスル所ナルガ加州ニ於テ裁判ノ行ハル  
ル以上之ガ再審ヲ求ムルモ再ビ同様ノ結果ヲ来スベシ思  
惟セラルルノミナラズ今回關係被告等ノ物質上並精神上蒙  
リタル損害ハ該地方民ニ対シ多大ノ教訓ヲ与ヘ居ルニ依リ  
今後斯ノ如キ事件ノ再發セザルベキヲ信ズルヲ以テ別ニ控  
訴スルノ意思ヲ有セザルベキ旨語リタル趣ナリ  
本件判決ハ右ノ如ク我方ニ取り不満足ナリト雖モ郡検事ニ  
於テ控訴セザル以上本官ニ於テ法律上取ルベキ手段ナキガ  
上ニ同地方竝当地在留邦人中ニハ公判開始當時既ニ被告ニ  
対スル嚴重处罚ハ却ツテ将来悪感ヲ誘致シ禍根ヲ残ス虞ア

#### 七八

リトノ意見ヲ抱クモノモアリシ位ニテ本件判決ニ対シ今日  
迄ノ處別ニ不満ヲ洩ラスモノナキ様見受ケラレ旁々本官ニ  
於テ此際更メテ州当局ニ対シ何等交渉ノ措置ニ出デザル方  
然ルベキカト存ゼラル處之ニ対シシ何分ノ義御電訓ヲ請フ  
在米大使ニ電報シ「ロス・アンゼルス」領事ニ郵報セリ

六九 五月九日 内田外務大臣宛 在桑港矢田総領事宛(電報)

#### ターラック事件判決ニ対スル措置訓令ノ件

##### 第四二号 貴電第九七号ニ閲シ

本件ノ如キ團体のノ暴行カ何等ノ責任者ヲ見出スコトナク  
シテ有耶無耶ノ裡ニ葬リ去ラルコトハ将来同様事件ノ發  
生ヲ警戒スル上ニ於テ甚タ遺憾ナルニ付在米日会ト連絡ヲ  
取り出来得レハ検事ヲシテ上訴セシムル様御尽力アリタク  
尚本件判決理由大要御回電アリタシ

#### 四 加州地方選挙ト排日関係

法省出張員ニ事情ヲ説示シ予メ手配方依頼シ置ケリ  
大使ヘ電報シ羅府へ郵送セリ

七 四月四日 在桑港矢田総領事ヨリ  
内田外務大臣宛(電報)

#### 中部加州地方ノ排日情勢統報ノ件

(四月五日接受)  
往電第六八号ニ閲シ

当地在米日会ヨリ人ヲ派シ視察セシメタル結果ニ依レハ  
「デラー」地方ニ於テハ其後排日ノ事実無ク且ツ邦人立退  
強要ノ期日タル四月一日モ無事経過セル趣ナルノミナラズ  
「ガイ」ノ報スル処ニ依レハ同地方地主中(中ニハ「アメ  
リカン、リージョン」ニ関係ヲ有スル者有リ)ニハ「レタ  
ス」栽培ノ為メ今後更ニ邦人五十家族位ヲ同地方ニ入レ度  
キ希望ヲ有スル者モ有ル由ナリ尚且下形勢注意中ナルモ今  
日迄ノ経過不取敢電報ス

在米大使ヘ電報シ「ロス・アンゼルス」ヘ郵送セリ

暫ク形勢ヲ傍観アリタシトノコトナリシガ次デ同地附近  
「オロシ」居住小林ニ対シ同様ノ脅迫アリタル由ナルノミ  
ナラズ四月一日モ差迫リタルヲ以テ万一本心慮リ当地駐在司

四 米国ニ於ケル排日関係雑件 七三

八〇

加州知事等ノ改選期日接近ニ伴ヒ地方政治家

ノ排日運動活発化ノ件

(四月二十五日接受)

在米大使ヘ郵送セリ

第八七号

華府會議以来当地方ノ排日風潮著シク緩和セラレタルコト

ハ累次電報ニ及ヒタル通リナル處一方州知事其ノ他ノ改選

期日漸次近ヅクニ從ヒ地方的政治家ノ排日ヲロニスルモノ

ボツボツ現ハレ来リ殊ニ「スチーブンス」ノ如キハ既ニ各

地ニ遊説シテ排日演説ヲ試ミ居リ又検事総長「ウェーブ」モ

(兩人共先頭 Native Sons 機関雑誌ニ於テ其ノ對日本人

問題ノ態度手緩シトノ非難ヲ受ケタリ) 拙信公第一三九号

所報ノ如ク四月十三日当地ニ於テ排日土地法ノ効果ヲ全カ

ラシムル為メ中央政府ヲ動カスヘク運動セサル可カラサル

旨演説シ共ニ其ノ對日態度ノ強硬ナルヲ示スニ努メツツア

ル次第ナルカ更ニ Native Sons ハ「十日「オークランド」

ニ開催セル例会ニ於テ前会長 Jarvis ヨリ日本人問題ニ

関シ各種杜撰ナル統計ヲ引用セル排日演説ヲ聽取シタル上

当日ノ出席者五百人ニ対シ一万二千枚ノ右演説速記ヲ配布

セル趣ナリ今後選挙期日ノ近ヅクニ連レ重要ノ排日運動益

行ハルルモノト察セラルニ付今日迄ノ経過不取敢電報ス

在米大使ヘ転電セリ

七四 五月十二日 在桑港矢田總領事ヨリ  
内田外務大臣宛(電報)

加州改選ニ際シテノ政界情勢ノ件

(五月十四日接受)

往電第八七号ニ関シ当地方政界其後ノ模様ニ付「ガイ」ヲ

シテ「チエスター、ローソウェル」ト會見セシメ同人ノ打

明話ヲ聞カシメタル處其要領左通

今秋ノ改選ニ「ジョンソン」ヲ落スコトハ容易ニアラス蓋

彼ハ二箇ノ強味ヲ有ス即チ加州生ニシテ終始一貫セル排日

態度ハ加州出生児協会ノ援助ヲ期待シ得ルコト及州知事時

代ニ労働者ニ味方シタル歴史カ今日迄モ労働組合ノ同情ヲ

保持スルニ足ルコトノ二点ニシテ併モ此二团体ハ加州ニ於

ケル最モ多数ノ投票ヲ左右スル团体ナレハ彼ハ來ルヘキ予

選ニ必ラス当選スヘシ現桑港市長「ロルフ」及加州大学総

長「バロー」共ニ色氣アリトノコトナルモ果シテ立ツヤ否

ヤハ尚不明ナリ自分ハ Low, Brows ノ投票ヲ得ルコト確

ナラハ出馬スヘキモ如何セン日本人問題ニ對スル公平ナル態度(有効ナル日本労働者排斥ヲ絶ヘス主張シ居ルニ拘ラ

第八八号

四月二十三日「ヒキザミナー」ニ掲載サレタル Universal

Service 社特派員 James R. Nourse ノ「十一日華府

発電要点左ノ如シ

大統領及ヒ國務卿方面ヨリノ強要ニ從ヒ行政部ハ軍縮會議ニ関係セル諸条約ノ批准完了後充分ノ期間経過スル迄右閥

与国(日本ヲ指ス)ニ対シ非友誼的悪感ヲ惹起セシムルカ

如キ立法的手段ハ一切之ヲ中止アリタキ旨之レト特ニ利害

関係アル太平洋沿岸各州選出上下両院議員ニ勧告シタル處

之等各州代表者ハ屢々会合ヲ重ねタル結果遂ニ日本人問題ハ

今日全米国ニ閑スル大問題ニシテ早晚支那人同様絶対的排

斥立法ヲ声明セサル可カラサル必要ヲ認ムルモ前掲行政部

ノ申出ヲ諒トン当分排日立法ニ閑スル運動ヲ一切控ユルコ

トニ同意セリ云々

七三 四月二十四日 在桑港矢田總領事ヨリ  
内田外務大臣宛(電報)

排日立法運動ノ中止ヲ報セル新聞報道ニ關ス

ル件

(四月二十五日接受)

在米大使ヘ郵送セリ

四 米国ニ於ケル排日関係雑件 七五

八一

ヲ得ツツアルモ到底「ジョンソン」ノ敵ニアラザルベシ  
「ジョンソン」ハ当地及北加一帯ノ地盤ニ就キ何等顧慮ス  
ル必要ナキヲ以テ両三日中ニ羅府へ向ケ出発ノ予定ナリト  
ノ事ナリ

華府羅府へ郵送セリ

七六 八月三十一日 在桑港矢田總領事ヨリ  
内田外務大臣宛(電報)

### 加州共和党予備選挙ノ大勢報告ノ件

第一五九号 (九月一日接受)

往電第一三八号ニ閲シ

八月二十九日加州各地ニ於テ行ハレタル共和党予選ノ結果  
ニシテ同三十一日朝迄ニ判明セル者ノ内重ナル者左ノ通  
一、合衆国上院議員

イ、「ジョンソン」

二十七万三千票

ロ、「モーア」

二十万八千票

二、加州知事

イ、「スティーブンス」 二十三万七千票

ロ、Uriend W. Richardson 二十四万一千票

三、加州大審院検事総長

### 察ノ件

第一六一號 (九月四日接受)

往電第一五九号ニ閲シ

今回ノ共和党予選ノ結果ニ付考察スルニ 一、政治家トシテ  
ハ未知数ニシテ親日的態度ヲ有スル「モーア」ガ「エキザ  
ミナー」「クロニクル」「コール」等ノ大新聞ヲ反対側ニ  
廻ハシ併カモ立チ遅レノ体ニテ地方ニ於ケル遊説不十分ナ  
リシニモ拘ラス比較的多クノ投票ヲ集メ得タル事ニ、「ジ  
ョンソン」ハ四国協約反対ヲ唱ヘ「スティーブンス」モ亦  
排日的口吻ヲ洩ラササルニアラサリンモ從来ノ如ク之ヲ重  
ナル旗印トシテ振翳スコトナカリシ事 三、無名ノ「リチャ  
ードソン」カ日本人問題ヲ叫ブコトナク單ニ行政費節約ヲ  
高唱シテ立候補シ容易ニ「スティーブンス」ヲ破リタル事  
四、從テ「モーア」ハ落選シタルモ予期以上ノ得票アリシ  
ノミナラス副産物トシテ難攻不落ト信シ居リタル所謂「ジ  
ョンソン、メシーン」ノ重ナル一角タル「スティーブン  
ス」ヲ陥レタルハ意外ノ成功ナリト喜ヒ居レル事(「ジョン  
ソン」派モ「スティーブンス」ノ落選ニハ狼狽ノ色蔽フ能  
ハス一味ノ当市市長「ロルフ」ヲ推立テ今秋ノ本選挙ニ

四 米国ニ於ケル排日関係雑件 七八

今回ノ予選ニ於テ「ジョンソン」対「モーア」ノ競争最モ  
甚シク「モーア」ハ有識階級及婦人間ニ多数ノ投票ヲ得テ  
其ノ勢力悔ルヘカラサルモノアリシモ遂ニ「ジョンソン」  
ノ破ル所トナレリ加州知事ニ閲シテハ現知事「ステイ  
ブンス」ノ当選確実ナリト予想セラレシニ拘ラス現加州

State Treasurer 「リチャードソン」当選ヲ見タルハ  
一般ノ意外トスル所ナリ「リ」ハ State Treasurer タ  
ルコト八年「バークレー、ガゼット」ノ持主ニシテ今日迄  
ノ處其ノ態度親日ナリト謂ヒ得ヘシ尚ホ公報ハ數日後ニアラサレハ發表セラレサル  
モ懇意ノ間柄ナリ加州ニ於テハ民主党ノ勢力甚タ微弱ナルト  
ニ付今秋十一月ニ於ケル選挙ハ右ニテ殆ト決定セルモノト  
謂ヒ得ヘシ尚ホ公報ハ數日後ニアラサレハ發表セラレサル  
モ未開票ノ地方僅少ナレハ其ノ結果ニ於テハ別ニ変化ナカ  
ルヘシ

在米大使ヘ電報セリ

七七 九月三日 在桑港矢田總領事ヨリ  
内田外務大臣宛(電報)

### 加州共和党予選結果ヲ排日問題ニ閲連シテ考

七八 十月二十九日 在桑港矢田總領事ヨリ  
内田外務大臣宛(電報)

### 労働組合ノ加州議会ヘノ排日法案提出意圖ニ 關スルシャーレンバーク談報告ノ件

第103号 (十月三十一日接受)

「レーバー、ユニヲン」ハ排日協会並排日諸新聞ノ後援ヲ得テ明春加州議会ニ對シ(一)收買契約禁止ノ土地法修正案(二)日本人ニ対スル漁業權禁止法案及(三)日本語学校ニ對シ更ニ嚴重ナル制限ヲ加フル法案等ノ諸排日案ヲ提出センガ為メ加州議員ニ対シ折角運動中ナルガ右ハ決シテ在米日本人ノ

利益ヲ害セントスルモノニ非ズシテ唯之ニ依リテ合衆国政府ヲシテ目下合衆国議会ニ提出中ナル移民法案ヲ通過セシメ以テ亞細亞人絶対入國禁止ノ目的ヲ達セントスル「アジテーン・ヨン」ニ過ギス云々ト語リタル趣ナリ不取敢在米大使ヘ郵送セリ

## 事項五 加州排日問題解決ノ為ノ幣原及モ里斯両大使間協議案関係一件

七九

二月二十二日 牛島在米日本人会会长ヨリ

高橋總理大臣、内田外務大臣宛(電報)

在留邦人家族呼寄禁止協約締結ノ阻止方請願

ノ件

(一月二十五日接受)

会ヨリノ陳情書写送付ノ件

附属書 二月十六日附右陳情書写

公第四一号

大正十一年二月二十三日

(三月二十三日接受)

在ロス・アンゼルス

領事 大山 卵次郎(印)

外務大臣伯爵 内田 康哉殿

陳情ノ件

北米「カリフオルニア」「ネヴァダ」「ユタ」「コロラド」四州在留五万ノ邦人ヲ代表セル本会連絡三十八日本人会代表者会ノ決議ニ依リ謹テ左記ノ件請願ス  
紳士協約改正ニ關シ日米両國ノ間に新協商開始ノ場合若シ  
在留邦人ノ家族渡米ノ禁止ヲ見ルニ至ラハ其ノ影響ニ依リ  
是等四州在留者ノ社会及産業上ノ基礎根底ヨリ覆リ殆ト收拾スヘカラサルニ至ラン閣下幸ニ吾人等衷情ヲ察セラレ在  
米十三万ノ同胞ノ為現在以上渡米移民ノ制限ヲ視ルコト無キ様擁護セラレン事伏シテ希フ

此段申進候 敬具

本信写送付先 在米大使桑港總領事

註 協議案ニ付テハ日本外交文書大正十年第一冊上巻一八二文

八〇 二月二十三日 在ロス・アンゼルス大山領事ヨリ

内田外務大臣宛

日本新協約案成立ニ反対スル南加中央日本人会

五 加州排日問題解決ノ為ノ幣原及モ里斯両大使間協議案関係一件 七九 八〇